

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第2項の規定により、湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年6月6日提出

湯河原町長職務代理者

湯河原町副町長 高 橋 正

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第2項の規定により、湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年湯河原町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

(湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年5月14日

湯河原町長職務代理者

湯河原町副町長 高 橋 正

(理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、条例に改正を要するので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指

定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第 2 項の規定により専決処分するものです。

湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文
 ○湯河原町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) （略） ┆ (4) （略）	（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2) （略） ┆ (4) （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

○湯河原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（適切、公正かつ中立な運営の確保） 第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（<u>施行規則第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。	（適切、公正かつ中立な運営の確保） 第5条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（<u>施行規則第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	